



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
5	R6. 8. 19	R6. 8. 30	下記標準宅地番号に係る令和6基準年度標準宅地の鑑定評価書及び価格算定補足資料 標準宅地番号04-129、04-323、04-390、12-313、12-314	35		1													・鑑定評価書 【不動産鑑定士の印影】 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。 【取引事例の地積及び取引時点】 当該情報と不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 当該情報と不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）。 当該情報と不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがある。その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の判定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。 ・価格算定補足資料 【面の形状、接道状況、前面道路、接道2～4、高低差、地積、セットバック、最寄駅、最寄駅からの直線距離及び道路距離、基準建蔽率、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等】 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の判定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。 【取引事例の月率変動率】 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定の個人を識別することができる。よって、当該情報は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に当たるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定され、取引当事者である所有者の財産状況が明らかになる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の判定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	主税局港都税事務所固定資産税課
6	R6. 8. 19	R6. 8. 30	下記標準宅地番号に係る令和6基準年度標準宅地の鑑定評価書及び価格算定補足資料 標準宅地番号01-237、01-238、01-001、01-016、01-020、01-050、01-052	49		1													・鑑定評価書 【不動産鑑定士の印影】 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。 【取引事例の地積及び取引時点】 当該情報と不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 当該情報と不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）。 当該情報と不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがある。その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の判定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。 ・価格算定補足資料 【面の形状、接道状況、前面道路、接道2～4、高低差、地積、セットバック、最寄駅、最寄駅からの直線距離及び道路距離、基準建蔽率、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等】 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の判定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。 【取引事例の月率変動率】 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定の個人を識別することができる。よって、当該情報は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に当たるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定され、取引当事者である所有者の財産状況が明らかになる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の判定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	主税局中央都税事務所固定資産税課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。